

一時保育ご利用の案内

芝山町福祉保健課子育て支援係
0479-77-3914

1. 一時保育とは

保護者の方の就労・出産・看護・冠婚葬祭などいろいろな事情により、家庭でお子さんを一時的に見られないときや育児のリフレッシュをしたいときなどにお子さんをお預かりします。

2. 実施場所

芝山町子育て支援センター はぐ〜ん 芝山町小池980番地（芝山町保健センター隣）

3. 開設日及び利用時間

開設日 月～金曜日

時間 午前8時30分～午後4時30分

※土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日はお休みです。

4. 一時保育の利用条件

① 利用対象児童

芝山町に住所がある、7か月から就学前の健康な児童（未就学児）

※里帰り出産によるご利用は、芝山町役場福祉保健課子育て支援係までご相談ください。

②利用条件

利用形態	利用可能日数	利用条件	利用例
非定型的保育	週 3日以内	① 保護者が通常の認可保育園の入園基準に満たない就労等で家庭での保育が困難となる場合。	就労 職業学校への通学
緊急的保育	月 15日以内	② 保護者の出産、疾病、事故、介護、看護、災害、冠婚葬祭、緊急かつ一時的に保育が必要となる場合。	保護者の出産 保護者のけが 同居人の介護・看護 冠婚葬祭への出席
私的理由保育	週 1日以内	③ 保護者の心理的、肉体的負担を軽減するため	育児疲れ等、学校の行事参加、地域の文化活動の参加

5. 利用の流れ

① 利用申請及び面談

- ・子育て支援センター窓口にて利用申請書類の提出をお願いします。
- ・利用申請書類提出の際に一時保育を利用する児童と面接を行います。

※書類の提出及び面接を希望する際は必ず事前にご連絡いただき、面談日の調整をお願いします。

② 利用予約

- ・一時保育を利用する際は一時保育事業利用届の提出が必要となります。
- ・一時保育事業利用届提出後、決定表をお渡します。
- ・予約申込期日及び、予約決定表お渡し日は別紙(一時保育予約申込日程表)にてご確認ください。

※利用の空きがない場合はご利用できない場合がございます。

③ キャンセルの連絡について

- ・利用をキャンセルする場合は、利用日前日 16:30 までにご連絡をお願いします。
- ・当日やむを得ずキャンセルする場合は、8:30~9:00 までにご連絡をお願いします。

6. 提出書類

① 利用申請及び面談時に提出していただく書類

- (1) 一時保育事業利用申請書
- (2) 一時保育登録票
- (3) 生活票
- (4) 保険証のコピー

※利用区分によって下記表の書類を提出していただきます。

必要書類一覧			
利用区分	保育を必要とする状況	添付書類	備考
非定型保育	会社員、派遣社員、公務員、パート、アルバイト等の方	就労証明書	就労先にて証明書の記入をお願いします。
	自営業を営んでいる方	自営業従事届	
	農業を営んでいる方	農業従事者届	
	職業訓練のため通学している方	家庭状況申立書	在学期間が明記されている在学証明書、学生証等のコピーの添付してください。
緊急利用保育	妊娠中・出産後の方	出産予定証明書	母子手帳の写しを添付してください。
	入院している方	家庭状況申立書	本人の病状がわかるもの(診断書等)を添付してください。
	病人等の介護又は看護をしている方	家庭状況申立書	
	疾病がある方	家庭状況申立書	
	冠婚葬祭に出席される方	特になし	
私的理由保育	育児に伴う心理的、肉体的な軽減負担のため利用される方	特になし	

② 状況によって提出していただく書類

- ・食物アレルギーがある場合又はその疑いがある場合
→直近のアレルギー検査結果の写し
- ・その他、けいれん、ぜんそく発作等がある場合
→直近の検査結果の写し

- (1) 個別管理手帳
- (2) 与薬依頼書
- (3) 消防機関への情報提供同意書

7. 利用料について

① 利用料につきましては下記のとおりとなります。

区分	保育料（1時間）	（延長保育料10分）
3歳未満児	300円	50円
3歳以上児	200円	

※支払いについてはなるべくお釣りのないようをお願いいたします。

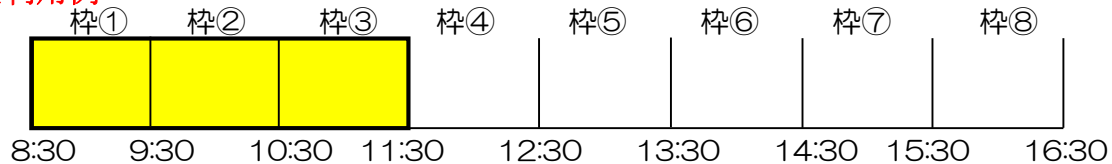
※利用区分は利用する年度の4月1日時点の満年齢ですので、年度途中で誕生日が来て3歳になった場合でもその年度は3歳未満児の保育料となりますので、ご了承願います。

※生活保護法に規定する被保護世帯は無料です。

8時30分から1時間ごとに枠を区切り、利用料金を計算します。

枠の途中から（または途中まで）の利用は、1枠分の料金が発生します。
利用時間を過ぎた場合は、延長料金が発生します。

※利用例



(例) 3歳未満児の場合 1枠 300円

(8:30~11:30まで利用 3時間 利用枠3⇒ 900円)

② 保育料の無償化について

一時保育を利用する3歳児から5歳児までのお子様、または、非課税世帯の0歳から2歳児のお子様については利用料が無償化の対象となります。

無償化の対象となるためには芝山町から「保育の必要性の認定」を受ける必要がありますので、該当する方は[利用前に芝山町福祉保健課子育て支援係にご相談ください。](#)

※「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）が必要となります。

※認可保育所等に申し込みをされた方で、すでに認定を受けている方につきましては、改めての申請は不要です。

※3歳児から5歳児までのお子様は月額37,000円まで、非課税世帯の0歳から2歳児のお子様は月額42,000円を上限に利用料が無償となります。

③ 無償化となった利用料の請求について

利用料につきましてはお子様が無償化の対象となった場合でも利用時に納入いたします。その後、所定の請求書に領収書及び毎月発行される利用証明書を添付し芝山町福祉保健課子育て支援係へご提出ください。

町で請求内容を確認したのち指定の口座へ利用料をお振込みいたします。

8. 一時保育での一日の過ごし方の目安

8：30 登所
9：30 朝の会
9：45 あそび
11：30 昼食
12：30 午睡
14：30 起床
15：00 おやつ
15：45 帰りの会
16：30 降所



9. 健康面について

一時保育では集団で過ごすため、一人ひとりが健康で安心して過ごせるように、利用する方々のご理解とご協力をお願いします。下記のような場合は家庭での保育をお願いいたします。

※お子様の体調が悪い時や下記表の疾患に罹患した場合は利用ができませんのでご注意ください。また、電話連絡をお願いします。

疾病名	利用停止の期間の基準
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで
水ぼうそう（水痘）	発疹がすべてかさぶたとなるまで
はしか（麻疹）	熱がさがってから3日を経過するまで
おたふくかぜ （流行性耳下腺炎）	耳下腺、顎下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
百日咳	百日咳特有の咳が消えるまで
風疹	発疹が消えるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	症状が消えてから2日を経過するまで
溶連菌感染症	発熱などの症状がなくなるまで
結核	医師が伝染のおそれはないと判断するまで

※登所停止期間の定まっていない感染症（ノロウイルス・ロタウイルスなどによる感染性胃腸炎、手足口病、りんご病など）においても、医療機関に集団生活が可能かどうか確認してください。

10. 持ち物について

必ずお持ちいただくもの	
0・1・2 歳児	3 歳児以上
着替え(2 組)	
帽子(普段使用しているゴム付きのもの)	
連絡帳	
ビニール袋(スーパー袋大3枚・小5枚)	ビニール袋(スーパー袋大3枚)
おむつ替えシート又はバスタオル	靴
ストロー付き水筒又はマグ等(麦茶や白湯)	水筒(麦茶・白湯)
おむつ(5枚程度)及びおしりふき	
必要に応じてお持ちいただくもの	
0・1・2 歳児	3 歳児以上
お弁当 スプーン・フォーク・プラスチックコップ	
おやつ	
午睡用バスタオル(2枚)・毛布(季節に応じて)	
ガーゼのハンカチ・靴	手口拭きウェットティッシュ
手口拭きウェットティッシュ・食事前エプロン(回数分)	おむつ及びおしりふき
ミルク(1回量に分けて)・哺乳瓶(回数分)	マスク及びマスクケース(巾着や保存袋)

※上記すべての物に、わかりやすいところに名前を書いてください。

※荷物はひとまとめにして、大きめのバッグに入れてください。

※その他の持ち物につきましては必要に応じてお知らせします。

11. その他

- 1 保育中にお子さんの体調が悪くなった場合は、保護者の方に連絡いたしますので、必ず連絡が取れるようお願いいたします。
- 2 利用日の朝は、お子さんの体温を測り、健康状態(咳や鼻水など)の確認をお願いいたします。
- 3 お子さんの体調が優れない場合や体調不良のご家族の方がいらっしゃる場合の利用はご遠慮ください。
- 4 お子様の送迎は、必ず保護者の方が行ってください。また、登所時は、職員に引き渡すようお願いいたします。
- 5 登所前にはお腹を満たしてお越しください。